

柳原本『松門鏡』にみる藤原基房の除目説

池和田 有紀

はじめに

藤原（松殿）基房は、摂関家氏長者として後白河院政の中核を担うも、平氏政権との関係が悪化、やがて官を解かれ配流の身となる。平氏敗走後は木曾義仲と結んだが、義仲没落後は政界に返り咲くことが叶わず、嵯峨に隠棲した。しかし一方で拔群の学識を備え、公事に精通したことから、その儀式作法は松殿説と称され、後の摂関家に大きく影響する。

とりわけ基房の除目作法は、後の九条流摂関家の家説の中心となった。祖父忠実・父忠通の口伝や教命を一身に受け継いでいたため、兄基実（近衛流の祖）の子基通や、弟兼実（九条流の祖）と子の良経などが熱心にその教えを請うたのである。自身も八十余の長命を保ち、作法の伝授に積極的だったに違いない。

ところで、近世に成立した『続本朝通鑑』によると、基房の薨伝を次のように記す。^①

致仕前関白太政大臣藤原基房薨、年八十七、号松殿、法名善観、号菩提院、又号中山、住嵯峨、又称木綿禅閣

① 基房少而好文、二条帝行内宴時、基房年少献詩、人称其穎悟、② 以兄基実早薨、伝忠通之業、精通朝議、作松門鏡、秘藏篋中、後伝之其弟兼実、③ 初後白河上皇使画工絵年中行事、詔基房校閱之、基房熟覽之、有誤則貼片紙於其旁、自書糾之、上皇大悦、不改図之、詔曰、依此人自書旁訓、此絵弥為奇珍、遂藏蓮華王院秘府、

①③を付したうち、①と③は、よく知られたエピソードである。①は『今鏡』に「御身の才幼くよりすぐれておはしますとて、内宴の詩なども、兄をさしおきたてまつりて、その席にさしいらせ給ひき、御心ばへあるべかし、まだ若くおはしますに、公事をもよく行はせ給ふ、おとなしくおはしますなり」とあるのに通じ、③は、『古今著聞集』に収録される説話「後白河院の御時、年中行事を絵に描かれて、御賞玩のあまり、松殿へ進ぜられたりけり」^③。つまり後白河院が年中行事絵を基房に遣わしチェックさせたところ、誤りのある箇所が付箋して返してきたのを、院が珍重してそのまま宝蔵

に収めた、という話である。

ではこれらに対して②部分はどうか。朝儀に精通した基房は、『松門鏡』を著して筐に秘蔵、後にその書物を弟の兼実⁽⁴⁾に伝えたという。管見の及ぶ限り、中世の記録に『松門鏡』の語はみあたらず、基房の著作を詳細に調査された細谷勘資氏も同書への言及はされていない⁽⁵⁾。

ところが『松門鏡』の語は、『続本朝通鑑』のみならず、近世初頭に九条幸家によって著された『叙耳塵陶化抄』⁽⁶⁾にも、次のようにみえる。

一、松門鏡トテ月輪禪定殿下兼実公不審之自筆記也、大小拾卷許有之、松殿前殿下基房公御添削也云々、右銅駄家門有之者也、

ここでは『松門鏡』は兼実の自筆記で、基房が添削を加えたものとする。

分量は大小一〇巻ばかり、銅駄家門（＝二条家）の所蔵という。

幸家の父兼孝は二条晴良の子で、九条植通に子になかったため跡を嗣いで九条家の当主となった。さらに幸家の子康道が兼孝の弟二条昭実の養子となり二条家を継いでいる。つまり当時の九条家と二条家は非常に近い間柄であり、それだけに二条家に関する幸家の情報には信憑性がある。では『松門鏡』とは一体どのような書物であろうか。

当部所蔵柳原本の一冊に、『松門鏡 除目袖書・尻付等事』⁽⁷⁾がある。小稿では、その内容を紹介するとともに、著者や伝来過程を明確にし、更には、他の除目書との関係についても探ってみたい。

一、柳原本『松門鏡』について

(一) 著者

柳原本『松門鏡 除目袖書・尻付等事』一冊（以下、本書と称する）は、縦二七・四cm×横二〇・三cm、全二九紙。洪引き表紙に直書きの外題「松門鏡」があり、その下に朱で「除目袖書 尻付」と小書きされる。内容は除目の執筆作法のうち、袖書と尻付の書き様に関するものである。寛政八年（一七九六）九月一二日、「或家藏本」を写したとの柳原均光の書写奥書がある。さらに冒頭に、次のような識語を載せる。

可^レ請^ニ処分^ニ之条々事、就^ニ旧大間書^ニ出^レ之、無^ニ異議^ニ之事等不^レ載^レ之、
忝^ニ菩提院禪閣之時披^レ之問答、彼御命一々以^レ朱注付、可^レ為^ニ除目之龜鏡^ニ者也、

左大臣（花押影）

「旧大間書のなかから、処理したい条々について書き出した。とくに問題のないところは載せなかった。有り難くも菩提院禪閣にこれを見せて問答し、彼の教え一つ一つを朱で注記したから、除目の手本とするように」という。菩提院禪閣は基房のことである。では識語を記した左大臣は誰か。

『叙耳塵陶化抄』に従えば、『松門鏡』は兼実が著したという。兼実は、基房や長兄基実の子基通らと必ずしも政治的立場上友好な関係にはなかったが、

父祖の口伝・教命を受け継ぐ基房の故実作法を重んじていた。『玉葉』にも、次第や挙措について基房に問い合わせる記事が散見する。とりわけ任官人事にかかわる除目は三日間に及び、筆頭の大臣が執筆として、主体的に運営しなければならなかった。従って、煩雑な次第と一つ一つの作法を記憶し、滞りなく行えるよう、兼実が基房と協力して除目書を成したとしても不思議はない。

ところが兼実は、基房が摂関・氏長者として君臨し、また基房失脚後は甥の基通が台頭したため、その間約二〇年を右大臣のまま過ごす。文治二年（一一八六）三月によくやく摂政・氏長者に就任するも、左大臣を経ていない⁽⁸⁾。従って左大臣＝兼実とは考えにくい。

むしろ兼実の子良経、あるいは基房の庶子隆忠などの可能性が高いであろう。隆忠は承元元年に左大臣となり、承元二年に除目の執筆も勤めている。

また一方の良経は、『大間成文抄』『春除目抄』『秋除目抄』といった除目に関する大著を成し、しかもその成立に基房の関与が指摘されている。さらに良経は基房の娘従二位寿子を妻とし、寿子は後に三男基家を生んでいる。

そこで次に、柳原本『松門鏡』の本奥書に着目してみよう。内容が冒頭の識語に対応するとみられるからである。

菩提院禪閣令^レ教⁽¹⁴⁾■故殿下⁽¹⁵⁾給秘事一々被^レ載此書⁽¹⁶⁾者也、余毎^レ披此書⁽¹⁷⁾秘藏之心猶々勝、雖^レ子息⁽¹⁸⁾長子之他不^レ可^レ見、々々

承元三年八月廿三日（花押影）

「菩提院が故殿下に教えた秘事の一つ一つがこの書にみえ、開くたびに秘蔵

の思いがまざる。たとえ子息であっても長子のほかは見せるべきでない」。

菩提院が秘事を教えた相手は故殿下、すなわち摂関経験者である。このため摂関に就いていない隆忠は該当しない。一方の良経は摂政となったが、元久三年（一一〇六）に急逝、その跡を嫡男道家が継いでいた。承元三年には道家は一七歳、しかもその日記『玉葉』によれば、八月一日に「除目⁽¹⁹⁾□日次第」を書いてある。その作成のため良経の除目書を披見したとしても不思議はない。これらを照らし合わせると、本奥書を記したのは道家で、故殿下は父良経を指すのが妥当ではないだろうか。

つまり本書は兼実でなく良経の著作で、基房が朱で注を付し、良経の嫡男道家が相伝したものと推測される。後述するように、後世の伝承でも兼実と良経は混同されやすい。

（二） 内容構成

次に、内容構成に沿って本書が良経と良房の問答書であることを確認してみよう。識語の通り、本文には多数の朱注があり、また内容は外題の小書き通り、袖書と尻付の書き様である。『叙耳塵陶化抄』によれば、『松門鏡』は一〇巻から成るといふ。ならば本書はそのうちの袖書尻付に関する一冊に相当するのかも知れない。なお全二九紙のうち、袖書についてはわずか三紙分で、残りは全て尻付例である。

袖書とは、その官を希望する側が提出した申文の内容に問題がある場合、執筆がその申文に書き込む、外記に対しての調査指示の文言である。また除目で決定した新任者のリストを大間書というが、新任者の官職姓名の下ところに小字で加えられる補任理由・前官職・兼任の有無などの情報を尻付と

いう。いずれも執筆が、先例に基づき正確に記入する必要があった。

具体的な表記方法を尻付の「当年給」の例でみてみよう。(太字は朱注。)

尻付事外国

当年給

無坊字常事也、

春宮坊当年御給

或無坊字
長元二年

或東宮

無可混之人者、強不可書名字歟、但可依先例、

一品章子内親王当年給

長元六年

今上一品内親王当年給

永久二年

以上当代一品親王或書名、或不書之、

まず当年給という項目を掲げ、続けて一字下げで、その実際の尻付例(長元二年・長元六年・永久二年の三例)を挙げる。はじめの長元二年例(春宮坊当年御給)では、下に割書で春宮坊の坊字を書かない場合や、春宮を東宮と表記する場合もあると注記する。するとこの部分に朱で合点が施され、さらに右に朱で「坊の字は書かないのが常」との見解が記される。

長元六年例と永久二年例では、次行にさらに一次下げで、当代の一品親王については実名を書く場合と書かない場合があると述べる。これに対する朱書は、永久二年例のほうに合点した上で、「混同するような同じ条件の人物がない限りは、あながちに実名を書くべきでないが、先例によるべき」と注す。

尻付の実例を挙げ、一字下げて疑問点や矛盾点を記すのが良経、それに対し、基房が朱で合点のうえ、返答・教唆を加える。

このような問答が、以下袖書、尻付の各項目ごとに展開される。項目をす

べて次に掲げる。

袖書

可勘巡年／可勘二合年／可勘給否／可勘合不／袖書様異説事

尻付

〔外国〕当年給／五節二合／前官人／出家人／故者／臨時給／未給／五節未給／名替／国替／秩満名替・国替・同名国共替／任符返上国替・同更任・同転任／三重名替／更任／転任・同名替／請／四所籍／三省奏／諸道挙／諸院挙／近衛兼国／兼国／諸国權守介五位輩尻付／受領

〔京官〕内舍人名替／以外官替内舍人／以兼国替京官／以目替京官例／人給以讓改任例／子息二合／三局史生／諸道挙／本道挙／諸司奏／連奏／所々奏／請／父挙／課試及第／舞人樂人／宮主／所衆滝口／非藏人／前坊／後院／得業生／造官所史生／料／功／讓功／賞／讓／不仕替／相博／転任／還任／頭官／出納任上官事／文章生散位任上官事／無官者任上官例／以省奏任民部丞例／文章生直任頭官例／課試及第者直任頭官例／再召転任勘文例／新任直任大丞例／不行転任々新任一人例／公卿／納言正員闕時例

(三) 良経除目書との比較

良経は『大間成文抄』『春除目抄』『秋除目抄』を著したことで知られる。では『松門鏡』はこれら除目三抄とどのような関係にあるだろうか。

先に掲げた項目のほとんどは、記載順序に異動があるものの、『大間成文抄』に内容が重複、あるいは近似する⁽⁹⁾。従って、たとえば本書を以て、『大間成文抄』の欠字を補完し、理解を深めることが可能である。

欠字例としては、『大間成文抄』「第七所々奏」の部分、

『長治□』掃部少允正六位上源朝臣守保 尊勝寺行事所申

『元永二』内舍人正六位上藤原朝臣季政 造尊勝寺□□□申

が、本書「所々奏」（第20紙表）では「長治二」「造最勝寺行事所申」と明記される。また、『大間成文抄』第五 兼国にある、次の塗抹部分、

式部権大輔正四位下大江朝臣匡房 兼

備前権守正四位下大江朝臣匡房 ■

は、一見書き誤りのように見えるが、同じ部分を本書（15紙表）では、「中夜兼国入眼夜兼任他官例」の一例とし、さらに朱書で「消兼字剩事也、置^(マ)似^レ残^レ疑、兼国所争無兼字」と添える。つまり兼任の場合、敢えて兼の字を塗りつぶす例があること、ただし基房は、塗抹は紛らわしく余計であるとの見解を持っていたことが知られる。『大間成文抄』の内容をより深く理解できよう。

ところで、両書の重複部分をさらに比較することで、『大間成文抄』が本書の内容を踏まえた上で記された可能性も指摘される。

定事也、

同官同姓人、名片字亦同之時、以不混字書之歟、共雖有兼国不書之歟、

（『松門鏡』第5紙表）

右は、同官同姓の人の尻付を区別して書くのに、偏諱まで同じ場合、同じ

でないほうの字を採り、兼国を書かなくて良いか、と疑問型で記す良経に對し、基房が「定事也」と太鼓判を押す。

同官同姓人尻付事

各注名片字、名字又有同字者、不論上下字、以不混字書之、上字同人書下字、無書兼国之例（『大間成文抄』第一当年給）

いっぽう『大間成文抄』は、兼国を記す例はなく、重複していない名の一文字を書く、と断定的に記す。『松門鏡』にみる基房との問答の結果が『大間成文抄』に反映されたといえないだろうか。

さらに、『大間成文抄』ではなく『春除目抄』に重複が確認される部分もある。

新任直任大丞例

仁平四年、式部丞大丞一・少丞二闕也、而新任二人任大丞一・少丞一各一人、少丞一闕不任人、（『松門鏡』第28紙裏）
是有何事乎、

新任直任大丞例

久寿元年正月、式部大丞一・少丞二闕也、而新任者二人、一人任大丞・一人任少丞、少丞一闕也、（『春除目抄』第五）

右の二つはほぼ同文であることが明白だが、『松門鏡』のほうには「これ何事かあらんや（＝とくに差し支えない）」との基房の意見が添えられている。

る。⁽¹⁰⁾

ところで、良経の除目書は『大間成文抄』→『春除目抄』→『秋除目抄』の順に成立したとされる。『春除目抄』のなかに、『大間成文抄』を指す「大間抄」の語がみえ、また『秋除目抄』に、「子細見春」「先例見春抄」と『春除目抄』の参照を促す記述がみえるからである。なお『大間成文抄』の完成は建久八年（一一九七）ごろとされる。⁽¹¹⁾では『松門鏡』はどうか。良経が「左大臣」になったのは正治元年（一一九九）、基房が菩提院禪閣と称されるのはほぼ同じ時期であるから、少なくともそれ以降の成立であろう。⁽¹²⁾しかもそれが『大間成文抄』に先立つとすれば、『大間成文抄』の成立時期はもう少し下る。なお良経が基房に初めて対面したのは建仁二年（一二〇二）二月二日とされることから、もし対面での問答によって本書が成立したとするならば、更に下ることになる。⁽¹³⁾

二、除目書の書写と相承

（一）基房蔵書・良経蔵書のゆくえ

細谷勘資氏によれば、基房は配流の直前、蔵書を内裏に接收された。それらは「前関白文書」と称され、内裏に運ばれたときには「文車七両・櫃百合余」⁽¹⁴⁾もあったという。さすがに故事に精通してただけあり、膨大な書物を所蔵したに違いない。ただしその中に基房の自筆記はなく、関白を停止されて程なく焼いてしまったらしい。⁽¹⁵⁾実際、基房の日記は、逸文として引用されることがあっても、まとまった形で残されてはいない。また、接收された蔵

書はやがて基房に戻されるも、後に関白となった甥の基通を経て、近衛家に伝えられたという。

一方、良経の蔵書、中でも除目書はどうなったであろうか。良経が三八歳で没した後、跡を継いだのは嫡男道家であった。摂関や関東申次を兼ね、京都や鎌倉に権勢を誇った道家には、四人の男子があった。嫡男教実⁽¹⁶⁾は早世、次男二条良実（二条家の祖）は道家に義絶され、三男が鎌倉將軍となった頼経、四男は鍾愛した実経（一条家の祖）である。

建長二年（一二五〇）、道家は家領および文書類を、一条実経と、嫡男教実の遺児忠家に分与した。⁽¹⁶⁾その際、兼実・良経・道家三代の日記の正本はすべて一条家の所有に帰し、『大間成文抄』『春除目抄』の正本も、同家のものとなっている。

室町期の明応六年（一四九七）三月～八月、三条西実隆が一条冬良から、一条家秘蔵の良経自筆本『大間成文抄』の書写を許された。ところがすでに一条家では四・五・九巻を紛失しており、実隆はその三巻分を九条家より借りて補写している。九条家には、道家の嫡男教実が嘉祿三年（一二二八）六月～九月に書写したと伝わる写本があった。現在の九条本『大間成文抄』がそれで、大間と成文の切り貼りを忠実に再現した、正本に限りなく近いものである。⁽¹⁷⁾

次に『春除目抄』は、一条兼良の目録によれば、一条家では「魚秘抄」と称され、少なくとも二種類存在した。しかし一条家ではこれらを兼実の著作と誤って伝えている。⁽¹⁸⁾いっぽうの九条家には鎌倉期の写本が伝わり、その手跡は道家の弟教家のものとされる。いわゆる九条本『春除目抄』である。⁽¹⁹⁾『秋除目抄』の正本は、じつはその行方がはっきりとは分かっていない。

しかし『大間成文抄』『春除目抄』と一具のものとして、やはり一条家が相伝した可能性が高い。これも九条家に鎌倉期の写本が存する（筆跡は明らかでない）⁽²⁰⁾。

以上のように、鎌倉期における九条・一条・二条家の分立に伴い、良経ゆかりの除目書の正本は、一条家の所蔵となった。同時に九条家には、原本に限りなく近い、道家周辺の人物の手になる（と伝えられる）写本が伝えられた。しかしその後一条家では、明応九年（一五〇〇）七月に起きた京都大火で正本の殆どを失う⁽²¹⁾。

こうした一条・九条家に対し、父道家に義絶された良実を祖とする二条家はどうだろうか。じつは江戸初期、九条本『春除目抄』の巻三が失われたため、九条家が二条昭実に借用を願い出たところ、二条家には『春除目抄』が複数あるからと、鎌倉期の写本を譲与された。九条本『春除目抄』巻三にのみ、巻末に建武五年（一三三八）正月三日付の二条良基の一見奥書および花押が据えられているのは、これだけ二条家旧蔵本だからである。はじめに述べたように、この頃の両家は非常に近しく、蔵書の行き来も日常的だったであろう。

このやりとりが示すように、二条家が何も伝えなかったわけではない。道家没後に実経と良実は和解しており、以後、原本譲渡や写本作成が行われた可能性があろう。

（二）二条家と除目書

実際、『叙耳塵陶化抄』によれば、『松門鏡』は二条家の所蔵であった。それと関連しそうな記事が、『実躬卿記』嘉元三年四月八日条にある。三条実

躬と関白二条兼基との対話部分である。

凡当時政道於事違懸意、是短慮僻案勿論也、然而任官之道、可申行叙位除目之次第、故菩提院入道関白談自筆、此抄他家又不持也、正本令所持者也、彼所為又都非一身之計、示合法性寺入道関白、引載九条殿遺誠^レ記之、末代之法此所及愚意、更不可背此式、但正本備覧之時、神妙殊勝、無顧左右由、雖被仰下、被行之道、悉背此旨、

兼基によると二条家には、他家にはない基房自筆の叙位除目の抄本があり、しかもそれは基房一人でなく、法性寺入道（忠通）との合作で、九条殿遺誠が引用されるという。ここでは基房の相手は良経や兼実でなく、兄の忠通となっているが、この記事は『松門鏡』を彷彿とさせる。なお柳原本『松門鏡』の中に、九条殿遺誠は見あたらないが、九条殿年中行事（第3紙裏）や寛平遺誠（第2紙表）ならば、文中に引用が確認できる。

次いで『実冬卿記』嘉慶元年正月七日条にみる、兼基の孫の二条良基が三条実冬に語った言葉も見逃せない。

当家、松殿コマカ練相伝云々、今度左府^(足利義満)二可練歩之由教訓、然而コハシトテ不練云々、予申云、其体如何、被答云、スル、ト行体也、片足チウニアル様也、又申云、是踏様如何、其様ハ不被称、凡松殿ハ摂政有職人不過此、其文書数十合相伝云々、申云、月輪殿兼実公モ同御事歟、被答云、其モ雖数寄不可及、六条摂政基実公早世之間、口伝断絶、松殿寿考之間、一家人被問彼云々、

良基によれば二条家には練歩の作法として「松殿コマカ練」が伝えられ、その典拠となる基房の文書が数一〇合もあったという。これらは除目書とは明記されないものの、やはり『松門鏡』の存在を連想させる。

ところで、右の記事からも分かるように、基房を優れた「有職人」と尊崇した良基は、実際の公事作法において松殿説を遵守した。九条本『春除目抄』巻三が二条家から譲られたものであることは先に述べたが、建武五年（一二三三）正月、一九歳の良基はこれに家門第一の秘書との奥書を加えている。康永元年（一二四二）一二月の京官除目で初めて執筆を務めて以降、何度となくその任にあたるが、良基の作法は常に、基房・兼実・良経に淵源を持つ、いわゆる九条流撰関家の除目説に依拠した。別の除目説を重んじる洞院公賢などに批判されても、頑なに自説に固執するのみならず、他の廷臣も撰関家説に従わせようとしたという。⁽²²⁾

なお、延文四年（一二五九）の京官除目において、執筆をつとめた西園寺実俊から、相博（任国を交換する場合の尻付の書き方）に関する問い合わせを受けた良基は、「尻付抄本」という書物を引用してこれに返答した。具体的には、交換する双方の人名の下に尻付を書き入れた実俊に対し、良基は先に記入する方にのみ書けば良いとする。

この出来事について詳しく論じられた小川剛生氏は、「尻付抄本」を『大間成文抄』に比定されている。確かに巻八「相博」に該当箇所があるが、じつは、この部分は柳原本『松門鏡』もほぼ同文を載せる。しかも『大間成文抄』にはない、「兩人尻付剩事也」「付端有謂」（第25紙裏）と朱注、すなわち「兩人とも尻付は過剰で、端だけに付すのが理に叶う」との基房の意見

が明示されるのである。とすれば「尻付抄本」は『大間成文抄』というよりは、『松門鏡』に相当する可能性が高い。やはり二条家にはこの頃から『松門鏡』が秘蔵されていたのではないだろうか。

良基が撰関家説の除目作法を頑なに遵守し、その正当性を声高に主張した背景には、他家にない唯一の除目書を秘蔵し、基房の直接の教えに基づいているという自負があったと推察される。

（三） 九条本『除目袖書尻付事』との関連

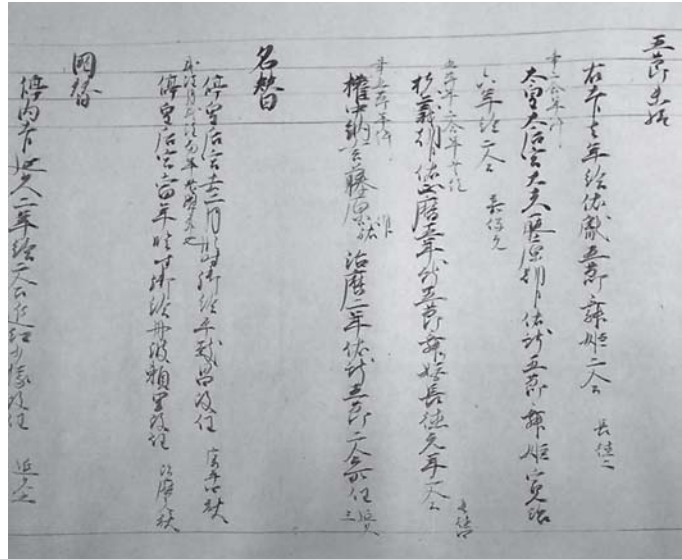
ところで、他の除目書と同様に、じつは九条本のなかに、柳原本『松門鏡』に内容の近似する鎌倉期の写本がある。

それは『除目袖書尻付事』⁽²³⁾ 一巻である（次頁の図版参照）。卷子の端裏には「袖書 尻付」とのみ記され、現行書名は整理上便宜のため後に付されたものである。

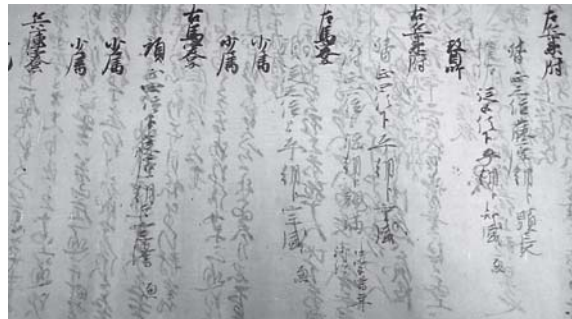
内容を『松門鏡』と比較してみると、冒頭識語と奥書はなく、一字下げの良経の見解部分も殆ど割愛される。また朱は用いず、基房の書き入れ部分も全て墨書である。さらに『松門鏡』の22紙裏に相当する部分まで書写を終えており、残り七紙分を欠く。つまり『松門鏡』の忠実な写しとはいえない難く、内容もやや希薄な印象がある。

しかしその筆跡は、道家の筆に非常に似る。先に、『松門鏡』承元三年本奥書の主を道家と指摘したが、その道家が自身の手で複本を作成していたとしても不思議はない。なぜなら九条流撰関家の家説に基づく執筆作法を修練する必要があり、また子孫に家説を相承させるため、積極的に除目書を書写・作成する必要があったからである。⁽²⁴⁾

『除目袖書尻付事』



『大間書』



右下の図版は、道家による「大間書」の写しである。⁽²⁵⁾ 応保二年（一一六二）一〇月二八日秋除目の際のもので、このとき執筆をつとめたのは基房であった。道家が基房を手本としたことがよく分かる。筆の払いを長く伸ばす特徴が、上の『除目袖書尻付事』の筆勢に似ていないだろうか。それだけで筆者の断定は避けるべきであろうが、少なくとも他の除目書同様、九条家に『松門鏡』と同内容の鎌倉期写本が残されていることは事実である。

（四）柳原家の書写活動

ところで、これまで述べてきたように、おそらく『松門鏡』は二条家に蔵されて来た。ではその秘蔵の書を、近世の柳原家はいかにして入手し、書写したのだろうか。柳原均光の書写奥書には、寛政八年九月二日、「或家蔵本」を以て写したとある。

『続史愚抄』編纂のため諸家から数多の書物を借り、厩大な写本を作成した柳原家では、編纂を終えてもなお、引き続き精力的な書写活動を行っていた。借用元を明かすことを憚り、柳原本の書写奥書には「或家蔵本」「或家古巻」と記されるのが常である。従って親本の出所の特定は難しい。

しかし寛政八年六月―一二月にかけて、柳原紀光は三条西家の蔵書を特に集中的に書写したことが知られる。⁽²⁶⁾ 仮に『松門鏡』も三条西家からの借用したうちの一書であったとすると、三条西家が二条家蔵書の写しを持っていた可能性はあるのだろうか。たとえば、三条西家本『叙位除目執筆抄』⁽²⁷⁾は、延徳四年（一四九二）、実隆が二条持通から書写を許されたもので、仁和寺天文年間に行われた叙位除目の日付と執筆を列記する。また『除目次第秘抄』⁽²⁸⁾は永正一六年（一五一六）一五一九頃、実隆の父公保が二条持基から受けた教えを元に、実隆が作成した除目次第である。こうした例をみると、実隆の頃に除目を介した二条家とのやりとりがあり、『松門鏡』の書写を許されたのかも知れない。

しかしながら、寛政八年に紀光が二条家から直接『松門鏡』を借用した可能性も否定できない。たとえば柳原本『玉葉』は同年六月一四日、紀光が家人に書写せしめたものだが、それは建仁元年・建仁三年の逸文を含む、他に

伝存をみない孤本であったことが知られる。⁽²⁹⁾それが二条家本であったかどうかは分からないが、少なくとも当時の柳原家ではこうした、流布していない珍しい書物も入手することが出来た。

おわりに

以上、柳原本『松門鏡』は、近世の写本ながら基房と良経の除目問答書で、袖書と尻付の書き様を載せること、良経の子道家が相伝し、その後は二条家に秘蔵された可能性があること、九条家にも内容の似た写本が伝わり、道家の筆跡に似ることなどを指摘、併せて近世の柳原家における書写活動についても言及した。

ところで、中世の記録に『松門鏡』の語が見えず、近世以降に成立した『叙耳塵陶化抄』や『続本朝通鑑』などの編纂物に見いだされるのはなぜだろうか。そもそも松殿・松門に由来するような書名自体、いつ付されたものか分からないが、中世の、宮廷社会において除目が重視され、執筆の作法にそれぞれの家説が主張された時代には、それは重書として長く秘蔵された故、あまり知られなかったといえる。しかし近世以降、除目そのものが衰退、やがて廃絶に至ると、門外不出の意味は薄れる。そうして初めて『松門鏡』の語が浮上してきたように思えてならない。『松門鏡』の出現は、中世から近世への、朝儀や公家社会の変容を象徴するのではなからうか。

なお最後に、『松門鏡』とよく似た謂われを持つ『松風要抄』について触れておきたい。それはかつて九条家に伝来した故実書である。文龜三年（一五〇三）三月、三条西実隆が女婿の九条尚経から『松風要抄』を借用した際の尚経書状が、『実隆公記』の紙背に、⁽³⁰⁾また返却した際の実隆書状が『後慈

眼院殿雜筆』の紙背に、⁽³¹⁾それぞれ残されている。このうち尚経書状によると、「又松風要抄一、二巻借進候、松殿・月輪殿問答之書候、不審之子細多候へ共、古来累物にて候、此軸十四巻候、先二巻進候、さのミ世間に不風聞物にて候、随分之秘蔵候へ共、進覽申候」とある。『松風要抄』が基房と兼実の問答書で、一四軸から成り、他に類を見ないものという点が『松門鏡』と非常に良く似ている。しかし、尊経閣文庫所蔵の室町初期写本をみると、その内容は基房と兼実の書簡集成というべきもので、神事仏事を含む朝儀全般を対象としており、除目に関する部分もあるものの、『松門鏡』とは全く異なる。ただ、こうした兼実と基房による故実書も確かに存在したのであり、一条家で『春除目抄』が兼実著と誤伝されたことや、『松門鏡』の作者に良経と兼実、あるいは忠通が混同されたことも頷けよう。

鎌倉期における撰関家分立に伴う九条家の複本作成活動などを含め、基房ゆかりの故実書や除目説については今後もまだ解明すべき点は多い。『松門鏡』を紹介する小稿が少しでも役に立てば幸いである。

註

- (1) 『続本朝通鑑』第九二。後堀河天皇下。寛喜二年（一二三〇）二月二十九日条。寛文二年以降の成立とされる。
- (2) 『今鏡』巻五。藤の初花。
- (3) 『古今著聞集』巻一一 画図
- (4) なお『続本朝通鑑』と同じ林家の編になる『続国史実録』にも、「十二月、前関白基房薨、歳八十七、号松殿、又称木綿禅閣、以兄基実早薨、伝忠通之業、精通朝議、作松門鏡秘蔵篋中、後伝之其弟兼実」とみえる。
- (5) 細谷勘資氏「撰関家の儀式作法と藤原基房」・「松殿基房の著書と「前関白文

- 書」『中世宮廷儀式書成立史の研究』（勉誠出版 二〇一七年）所収。初出は一九九四年・一九九九年。
- (6) 九条本『叙耳塵陶化抄』一冊（函架番号九一五一・一六）。
- (7) 柳原本『松門鏡』一冊（函架番号柳一四〇二）。
- (8) 図書寮叢刊『玉葉』一四解題（二〇一三年）参照。
- (9) 『大間成文抄』細目については、吉田早苗氏『「大間成文抄」と『春除目抄』』土田直鎮先生退官記念会編『奈良平安時代史論集』下巻（吉川弘文館 一九八四年）および吉田早苗氏校訂『大間成文抄』上・下巻（吉川弘文館、一九九三・九四年）を参照。
- (10) なお、仁平から久寿への改元は仁平四年一〇月であるが、『春除目抄』では新年号の久寿元年を採用している。
- (11) 吉田早苗氏（注9）によれば、『大間成文抄』の編纂開始は建久五年（二九四）秋ごろ（『玉葉』建久六年正月一五日条）で、完成は建久八年ごろ、源通親の台頭により兼実・良経親子が籠居を余儀なくされた時期という。
- (12) 『猪熊閑白記』正治元年一〇月二三日条、建仁元年七月一九日条など。
- (13) 『明月記』建仁二年二月二日条「今夜左大臣殿始菩提院殿御対面云々」。
- (14) 『山槐記』治承三年二月五日条。
- (15) 『山槐記』治承三年二月二八日条。
- (16) 九条道家初度惣処分状（図書寮叢刊『九条家文書』一所収）。
- (17) 九条本『大間成文抄』（函架番号九一〇五）。ただし教実が完成させたのは一〜四巻までで、残りは書写が完了しておらず、奥書がない。なお注9参照。
- (18) 『桃華藥葉』に「魚秘抄 月輪御筆」とみえる。
- (19) 九条本『春除目抄』には一巻本（函架番号九一二五）と六巻本（九一六二）がある。このうちの数巻に、九条尚経の筆で「弘誓院 教家卿 筆跡也」とある。しかしあくまでも伝承筆者の域を出ず、吉田早苗氏はむしろ教実の筆跡に似る部分もあると指摘される。吉田早苗氏『「春除目抄」と『秋除目抄』——九条良経の除目抄について』（『日本歴史』五一六 一九九一年）を参照。
- (20) 以上、九条本『春除目抄』『秋除目抄』の構成および筆者については、図書寮叢刊『九条家本除目抄』解題（一九九二年）を参照。
- (21) 『後法興院記』明応九年一〇月九日条。
- (22) 小川剛生氏『二条良基研究』第二篇第二章「除目説」を参照。（笠間書院、二〇〇五年）
- (23) 九条本『除目袖書尻付事』一卷（函架番号九一二七三）。一紙分は縦約二八cm×横約四八cm、全二紙。
- (24) 例えば九条本『春除目次第』三巻（函架番号九一一九）は、道家が貞応三年（一二二四）新大納言基家の求めに応じて作成した。基家は道家の異母弟で、その母は基房の娘従二位寿子である。
- (25) 九条本『大間書』一卷（函架番号九一三三三）。
- (26) 是澤恭三氏「柳原紀光の諸家記録探究に就て」（『国史学』四五号、一九四二年）なお、小倉慈司氏「宮内庁書陵部所蔵柳原家旧蔵本目録（稿）」田島公氏編『禁裏・公家文庫研究』第四輯（思文閣出版、二〇一二年）も参照。
- (27) 三条西本『叙位除目執筆抄』一冊（函架番号四一五二七〇）
- (28) 三条西本『除目次第私抄』三冊（函架番号四一五一四〇二）
- (29) 柳原本『玉葉』寛政八年写本 一冊（函架番号柳一三六三三）。図書寮叢刊『玉葉』一四の解題参照。
- (30) 『実隆公記』文龜三年夏紙背文書。
- (31) 図書寮叢刊『九条家歴世記録』三 所収。
- (32) 尊経閣文庫所蔵（七―四六）。一四巻（目録一巻あり、巻一欠）。三条西家旧蔵。巻第一四の表紙に後世の貼紙「三条実隆公跋」があるが、実際に同巻の巻末にあるのは実隆でなく、九条尚経自筆の加証奥書（永正一三年）である。つまり、もとは九条家の本で、文龜三年に貸借があった後、九条家から三条西家に改めて譲渡されたか。なお、国文学研究史料館『所蔵資料目録』六八号所収「山城国京都三条西家文書」の中に「松風要抄 断簡 綴紐切れ」一冊がみえる。本来は尊経閣本と一具のもので、巻一一の断簡とみられる。

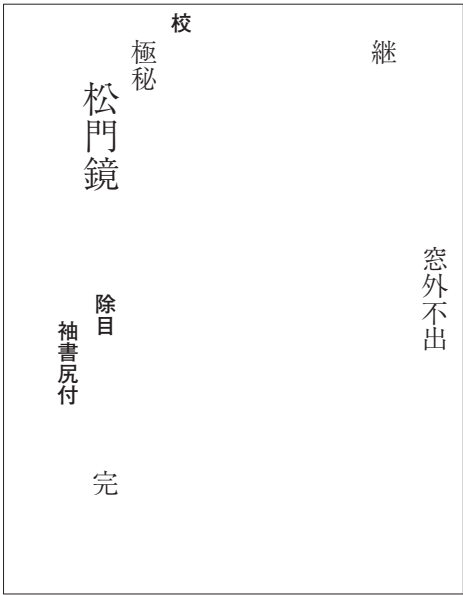
(凡例)

- 一、改丁の箇所には、「」を付し欄外に紙数を(1)(2)のように表記した。
- 一、字体は特殊なものを除き、常用漢字を用いた。また異体字は正字に改めたものもある。
- 一、塗抹文字で判読できるものは、その文字の左傍に見せ消し記号々を付し、訂正された文字は右傍に記した。判読できない場合は■で示した。
- 一、判読困難な文字はその字数を□で示した。
- 一、朱書はすべて太字で示した。また本文中の合点も全て朱である。
- 一、本文中に適宜読点および並列点を付し、校訂者による注記は(一)に入れた。
- 一、欄外に項目を適宜標出し、引用記録名には○を付して掲げた。

識語

袖書

(表紙)



(1)

可請処分之条々事、就旧大問書出之、無異議之事等不載之、忝
(藤原基房)
菩提院禪閣之時披之問答、彼御命一々以朱注付、可為除目之龜
鏡者也、

左大臣(花押影)

松門鏡

袖書

親王三合不下勘事、
仰云、不蒙巡給宣旨ハ争請據乎、仍必可下勘也、不蒙宣旨之以前ニ
付本テ賜二合之事ハ不可有歟、故殿少々不下給、実以不審也、所存
可勘也云々、

可勘巡年、或可勘巡当不、

給
同人巡年別巡給一度任事、

親王巡給 別巡給

仰云、此事於理不叶、但先達明匠等任之、定有様歟、

不審、
元永二年春 三品佳子内親王

○寛平遺誠

保安元年春 無品顯仁親王
覺法々親王
后腹第一親王也、准別給若不勘歟、
同 二年春 無品顯仁親王

件等当年二合皆不下勘被任之、
是本説也、猶不下勘者不打任事也、
永久四年春 覺法々親王

今度下勘任之、

可勘二合年、

女御尚待当年二合 准后不入此中、
年限不儘覺、
公卿当年二合

執筆自給二合 長治二年・永久四年不下勘之、
保安元年・久寿二年下勘之、
猶可下勘也、是理之所当也、

去年任納言人当年二合 永久四年春下勘之、
寛治七年春不下勘之、

是無不審、不可下勘也、但雖然使外記注進慥事也、仍下勘歟、常説猶不可下勘也、

(2) 去年任大臣人亦同 仁平元年春内大臣
雖不候座不下勘之、

去年献五節当年二合 於參議二合不下勘歟、
是定事也、

保安二年春不下勘之 納言

長治二年春下勘之 納言
是又慥説歟、猶不勘常事也、

子息二合
參議外雖当年給皆可下勘也、
常説下勘之歟

他家説当年給未給皆不下勘、拋寛平遺誠之説云々、
或云、当年給不下勘、於未給可下勘云々、

參議子息二合者臨時恩也、無年限、仍不下勘也、

雖參議於子息二合、皆被許之、件申文若不可下勘歟、參議無
二合年限之故也、

可勘給否、或不、

諸未給等京官外国無差別、

秋除目外国当年給、

他家説巡給并二合袖書如春、不可然歟、
不可然、

可勘合不、

名替、国替、各国共替、更任転任等」

(3) 一分代内舍人事、

天喜五年春 中宮御給

承保三年秋 内給
無一分召者不可下勘、

若為一分召以後可下勘歟、但近代無一分召、然者雖秋不可下

勘歟、

親王別給

任府返上

共不下勘之、
争不下勘乎、勿論也
内給名替国替

或人云、不下勘云々、尤非也、

袖書様異説事、

親王巡給 可勘巡当不

○九条殿年中行事

名替已下 可勘所申合不

未給 可勘彼年給不

已上見九条殿年中行事、彼末流人近代不用此説、尤不審、

外国 尻付事

当年給

無坊字常事也、

春宮坊当年御給

或無坊字 或東宮

無可混之人者、強不可書名字歟、但可依先例、

一品章子内親王当年給 長元六年

今上一品内親王給 延久二年

以上当代一品親王或書名、或不書之、

聰子内親王当年給 延久元年

共有例、可依時議歟、聰子非后腹、郁芳門后腹也、

(4) 今上第一内親王当年給 応徳二年
(郁芳門院也、)

以上当代無品親王或書名、或不書之、

一品内親王当年給 治暦三年

非当代者書名常事也、

一品聰子内親王当年給 保安元年

已上非当代親王、依一品或不書名、或書之、
准母儀不可書名也、

無品内親王当年給 寛治元年

雖非当代親王、依准母儀不書名之由見通俊記、而後々年或

○通俊記

書之、不定如何、
或時書名之条不心得事也、於此条所存一儀不可乱事也、
烏乎也

式部卿親王当年別給二合所任 長保元年

敦康親王当年巡給二合 寛弘四年
定例也

有官親王惣不書名、無官親王雖当代書名歟、

從一位藤原朝臣 全 当年給 久安六年
(全子)

從一位藤原朝臣 宗 当年給 同
(宗子)

混合之時尤可書名片字、

同姓同位人相并例也、執筆教長依左大臣命書名片字云々、
(藤原) (藤原頼長)

女御藤原朝臣歎子当年給 康平六年

臨時事也、尻付多狀之時可付略、
或不加尸、或不加姓、

左大臣当年給 長元四年
(藤原頼通)

共有例、但付高書関白常事也、

関白当年給 延久元年
(藤原教通)

関白兼大臣之時例不同歟、

内大臣当年二合 永久四年
(藤原忠通)

兩説也、

忠一当年給 元永二年
書名本説歟、

自給或書之官、或書名、

権帥藤原朝臣当年給 昌泰元年 任豊前少目
(国経)

申任西海道掾目及太宰府監典等時、無太宰字歟、

是本時事也、

參議実行朝臣当年給 永久四年
(藤原)

略時并同人献二通申文之時、奥可略官歟、
信道朝臣当年給 同

四位宰相或加官、或不加之、
(藤原)

參議藤原朝臣行 当年給 永承四年
行経 備後権守

參議藤原朝臣 当年給 同
経季 美作権守

參議藤原朝臣 当年給 同

定事也、

同官同姓人、名片字亦同之時、以不混字書之歟、共雖有兼国

不書之歟、

左近衛權中將藤原朝臣 当年給 永久四年

正說略説可依事、

左近衛中將 延久元年

左近衛權中將 元永二年

左近中將 保安元年

左中將 久寿二年

藤原信長

内大臣給二合所任 延久五年

能長

春宮大夫藤原朝臣二合 同

不書当年字、粗雖有例不甘心事也、

今度二合不書当年字、二合之外皆有当年字如何、

人成不審之時陳狀之有煩事也、

五節二合

是儲説也、

權中納言藤原朝臣依去年献五節舞姫当年給二合 康平七年

注 去年当年共給之、

略説也、

内大臣当年給依献五節舞姫二合 長保元年

藤原公季

書当年許例、

(6)

同前

雅後

左衛門督源朝臣去年依献五節二合所任 長治二年

書去年許例、

最略説也、不注年不甘心、

權中納言藤原朝臣依献五節二合所任 同年

去年当年共不書例、

藤原

通季朝臣去年給依献五節舞姫二合所任 永久四年

給字有疑、頗似未給、此事許八只可付他說、

給字頗不審、似未給可尋、

前官人

可然、故一条院女御 未出家

前女御藤原義子寛弘六年給 治安三年

知足院殿

前関白当年給二合 保安二年

藤原忠実

当職之時付前官書之同事也、

同人

前太政大臣当年給 保安三年

前左大臣常事也、但是又一説歟、

後房

從一位源朝臣元永三年給二合 保安二年

大臣不加姓尸而更前官書之、雖背儀不加姓尸所打聞不立歟、

前宰相保平

從三位伴朝臣天慶九年給 天曆八年

前參議常事也、是又先例也、

出家人

出家人尤可加前字、

前女御源朝臣基子当年給 永久四年 春

藤原

前女御道子当年給 同秋

只兩説也、不可依出家、

或 同加姓尸或不加之、

前字可混前官歟、

前兵部卿致平親王貞元々年巡給 長徳四年

前入道儲事也、

入道師明親王康平元年給二合 康平三年

或前字或入道、

前太政大臣臨時給 治安二年

御堂 藤原道長

入道左大臣寛和三年給 長徳二年

但故者也

同

或前或入道、

前兵部卿藤原朝臣長久二年給 寛徳元年

定賴

同

前

同

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

前

故者
前字常事也、
〔前〕上東門院当年御給 承保二年
〔藤原彰子〕
但公卿給前字也、
故陽明門院寛治元年御給 長治二年
〔禊子内親王〕
或前或故不同、
後朱雀院長元七年御給 永承元年
尤可然、
後三条院天喜五年前坊御給 承保元年
崩御之後始定院号之時不加前字歟、
〔藤原賢子〕
〔前〕太皇太后宮長徳四年御給 長保二年
前字常事也、
故中宮応徳元年御給 康和六年
故一品資子内親王長保四年給 康平八年
至一品者故前共無難、
或不加品、
〔前〕一品資子内親王天延二年給 同七年
不加品之時、多用故字、不用前字歟、
於女御者可用故字也、前字可混出家之故也、
故女御基子長承四年給 保延四年
〔源〕
已下皆可用故字、
故兵部卿永平親王永観元年巡給 長徳三
〔彈正尹也〕
故元利親王応和二年給二合 同
〔源〕
或加官或不加、
故入道兵部卿致平親王去年給 永承六年
〔藤原道隆〕
故関白正暦五年給二合 長徳元
〔清徳公也、藤原美賴〕
故太政大臣康保二年給 同二年
〔藤原美賴〕
(8)有諡号之人加有何事乎、為不混也、

前太政大臣仁義公長保元年給 康平七
〔藤原公季〕
但近代無諡号之人、
公卿給如此大間無仁義公字、
〔雅信〕〔源〕
故入道左大臣安和二年給 長徳二
共有何事、但入道儲事也、
〔賴宗〕〔藤原〕
故前右大臣康平七年給 治暦三
本出家人或入道或前、
〔重信〕〔和力〕
故左大臣寛治元年給 寛弘四
〔源〕
故外帥天元二年給 永観二
〔高明〕〔源〕
故左大將濟時卿去年給 長徳二
〔藤原〕
以現存准也、朝臣常事也
故大納言濟時卿永延二年給 寛弘四
但先例多聞卿字歟
故民部卿通方朝臣治安四年給 康平七
〔源道方〕
故者皆卿字也、而通方非四位、每度被書朝臣如何、
故者子孫
故致仕大納言藤原朝臣嫡孫 昌泰元
〔源〕
故大納言昇朝臣男 延喜五年
吉備大臣後 同二年
近代無此事、若有之者只可依先例、
臨時給
〔藤原詮子〕
東三条院臨時御給 長徳三
同事也、
上東門院臨時被申 永承二
〔藤原教通〕
関白臨時給 延久五
〔藤原頼通〕
関白臨時被申 康平五

殊敬之人可加被字、

被字或加之、或不加之、

⁽⁹⁾加姓名常事也、但女御代無可混之人、仍被略歟、

女御代申 長和元

御匣殿高子女王申 天元二

以如御代可准也、

褰帳典侍申 長和元

慥説也、

^(盛明)上総太守親王御即位褰帳給

定事也、專不可加臨時字、 寛和元

無年給之人強不加臨時字歟、

未給

定例也

去年内給 天喜四年

若依改元歟、但只任請文旨書給歟、

元永二年内給 保安元年

雖去年注年号例、若依改元歟、

前坊万寿四年御給 長暦元

坊時御給在位之間被任例、

朱雀院永観二年御給 長徳二

在位之間内給、脱履之後被任例、

為親王時御給ハ注巡給由理可然歟、不可依立坊替歟、

東宮寛弘八年別巡給 長元二

^(敦良親王)

東宮長和四年御給 同

親王時御給、立坊之後被任或巡給或御給、

五節御給

右大臣去年給依献五節舞姫二合 長保二

太皇太后宮大夫藤原朝臣依献五節舞姫寛治六年給二合 嘉保元

書二合年許、

扶義朝臣依正暦五年献五節舞姫長徳元年二合 長徳四

五節年二合年共注、

^(權家)權中納言藤原祐治暦二年依献五節二合所任 延久二

已上以当年給可准之、

書五節年許、

左兵衛督藤原永久二年給依献五節舞姫二合 永久四

頗不審、

以五節年注去年給、

名替

是又有何事乎、

停皇后宮去二月臨時御給平致昌改任 康平四秋

是常事也、

停皇后宮当年臨時御給丹波頼里改任 治暦元秋

或注月或注当年不同、可授何説乎、

国替 或云、国替遷任也、不可為停任也、仍不書停字云々、然而古賢書樣皆如此、

是常事也、^(藤原信長)

停内大臣延久二年給二合近江少掾改任 延久五

是委書樣也、^(重資)

權中納言源朝臣重当年給二合以件行里任石見掾而改其国所任 永久四

秩滿名替

天慶七年内給紀常岑不給任符秩滿代 天暦八

常事也、

上東門院康平六年御給品治光任不給任符秩滿替 康平八

代替兩字兩説歟、

是又委説也、

或其人其年給以某所任而不給任府秩滿仍改任、

同国替

不甘心、

(能信)

中宮権大夫藤原朝臣長元三年給山城大目同徳正不給任符秩滿

今又任 長元七

其儀雖不相違、其詞不足歟、

前太皇太后宮長保元年御給若狹大目不給任符秩滿代 長曆二

以前書樣頗不甘心歟、
可依此説、

其人其年給以件某任其国據而不給任府秩滿仍改任、

⁽¹¹⁾

若此牀可書歟、

同名国共替
常説也、

(長家)

民部卿藤原朝臣永承七年給常陸大目伴是国不給任符秩滿仍改任康平

四

委説也、

或其人其年給以某任其国而不給任符秩滿代、

任符返上国替
常事也、

(源俊房)

返上左大臣承保二年給美作目任符改任 応徳三

是又有何事、

以件某任其目而返上任符改任

今案此牀可書歟如何、

同更任

是體説也、乍給任符不赴任秩滿之条非常事、而此尻付書頭見由尤為宜、

左衛門督源朝臣貞元元年給不着任秩滿返上任符更任 天元四

(重光)

返上左大臣永保二年給同季名任符更任 件宜也、

常事也、称更任ハ秩滿由顯然也、是又非難、

以件某所任而返上任符更任 今案也、

是又可宣歟、

同転任

返上故民部卿道方治安四年給少目任符替 康平七

共同事也、

(転正)

返上一品章子内親王当年給同国権目任符所任 長元六

是又可然、

今案同国兩字無益歟、件某権據任符卜可書歟、

三重名替

書給年有理、

(懷忠)

停民部卿藤原朝臣長徳二年給日仕吉明改任 長保元

書給年与改任人例、

停上東門院寛徳三年御給佐伯助松改任 永承五

不甘心、

書改任年并人不書給年例、

更任一

⁽¹²⁾已称更任其国其人不改之条顯然、仍此書樣可然歟、

故権中納言顯基卿長元六年給不給任符秩滿仍更任 康平七

是委説也、
(美行)

按察使藤原朝臣長承二年給以件牛友所任而不給任符秩滿仍更任 保延四

(長徳二)

山城少掾大鹿衆忠 前兵部卿敦平親王寛元々々巡給二合同国

見別問答、

如狀者似秩滿名替而注更任如何、若三重歟、可勘成柄、

転任

停故一品修子内親王去年給権字所任 永承五

共同事也、

停皇后宮去年御給件利実権字所任 康平三

(藤原寛子)

已上以権転正也、

分明書樣也、

一品章子内親王去年給改少転大 寛徳二

(寛平)

停皇太后宮大夫藤原朝臣当年給二合小字所任 康平六

已上自小転大也、今案停字可為改字歟、

同名替

伊予大目文屋有永（懷忠） 停民部卿藤原朝臣正曆四年給權少目
伊予大目讚岐義方（長保二） 停惠子女王永祚元年給同国少目為奈
但馬掾菅原重近（敦良親王） 東宮寬弘七年別巡御給同国權掾
皆可然、替人任雖無其要故人皆有如此事、是為多任也、
以目替掾（昌泰二） 此事頗不審、停往年二分加今年一分可二合歟、然者當
大和權少掾惟良（安倍） 停春宮去寬平九年給出羽權少目坂上
昌泰東宮誰人乎、若內給歟
今案諸宮不可有二合年限如何、只轉任之料歟、於公卿者若當二合年
可申此事歟、縱有名替之儀轉掾事已可為當年之故也
尾張掾氏全成（藤原賴忠） 太政大臣康保元年給、權大目額田秀倫
不給任符秩滿替、二合所任
備中權掾藤善理（長保二） 停故太政大臣天元三年給、上總權大目
坂上国実二合改任
見別問答、
今案若抛此儀者可為轉任国替歟、
一一以件某任其目而二合所任、此跡可書歟、
⁽¹³⁾請
国替（藤原） 長德三 守元善朝臣請申 延喜六
府申 延喜六
大式藤原朝臣請（有国） 長德二
大式藤原朝臣請（豐前介） 四位也
大式輔正朝臣請（言原） 天元四
權帥藤原朝臣請（太宰少典） 承曆四
皆可然、
四所籍
内豎頭

内豎散位勞 永久四 内豎散位 元永二
喚内豎
奏時（說々也） 永久四 奏時内豎 元永二 内豎奏時 保安二
内豎天曆籍
他巡籍准可知、
校書殿頭 校書殿執事
校書殿散位（或勞、保安元加籍字、） 校書殿衆
進物所執事 進物所膳部
執事膳中各改有其籍唯注執筆膳部云々、
大舍人番長 大舍人散位 或勞、
大舍人本籍
大舍人天曆籍 他准可知、
三省奏
式部史生 兵部史生 民部史生
或加省字、或加勞字、
⁽¹⁴⁾諸道舉 已上皆定書樣也、
近代皆如此、
北堂舉 往古如此、 紀伝道年舉 長保二
明經道年舉 明法道年舉
算道年舉
已上年舉或無之、或又無道字歟、
永久四年皆有年字、
近代無隔年之沙汰歟、猶可為隔年者、

〔長治二年明法算無年字、
算明法不加年字可叶理歟、

〔保安元年算 二年明法無年字、

重点無益歟、

〔紀伝正暦三年々々 長保元

〔北堂延久三年 承保二

諸院挙

〔勸学院年 学館院年 挙

〔奨学院年 已上或無年字、

以諸道可准之、

〔永久四年勸学院外有年字、

〔元永二年勸学有年字、他無之、

近衛兼国

〔将監 将曹 已上皆兼字也、

〔承保二年尻付 左近将曹

何故可避将曹哉有疑、 今度避将曹不兼云々、
若可避者尻付此定也、 仍有尻付歟、

〔左近府生 承保二

兼国

(15) 〔五位已上六位博士 以上兼字、

〔諸道得業生皆有尻付、

〔出納兼国有尻付、 兼京官之出納兼国之時尻付可尋、

此条実不審、雖帶京官依出納勞兼国ハ猶可付注出納歟、但兼京官之者尻
付条猶有其疑、可依先例歟、

周防介五位

〔漏刻博士 長暦二

太不心得、

此尻付不審可尋、

中夜兼国人入眼夜兼任他官例

〔参議正四位下源朝臣顯基兼 花遠長元二左府執筆之時不消兼字云々、

〔周防權守正四位下源朝臣顯基 兼

〔式部權大輔正四位下大江朝臣匡房 兼

備前權守正四位下大江朝臣匡房 闕 如本、
消兼字刺事也、置似殘疑兼国所争無兼字、、

兼字或一所或兩所不同、

諸国權守介五位輩尻付

〔伊勢權守從五位下信遠永久四
五位不尻付一説也、

無尻付臨時内給也、

〔出羽權守從五位下師清元永二
臨時内給

〔河内權守從五位下道清藤原
天皇太后宮臨時御給

〔太宰權少監從五位下兼重康平三
帥藤原朝臣請

雖五位權守人給有名替、仍有尻付説也、

院宮臨時御給諸国介雖五位必有尻付、

但俊房大臣不尻付云々、

〔安芸權守從五位下則兼保安二
非人給雖無尻付不可有難、

〔造宮行幸所申 無尻付、

(16) 〔出羽權守從五位下懷行王 石清水申駿河權守改任

〔肥後權守從五位下清実 成勝寺行事所申
諸社申已有名替、仍行幸所申何無名替、仍有尻付又非難、

受領

京官

依希代事有之歟、

伊予守從四位下源賴義 討俘囚賞

志摩守正六位上高橋成季

志摩守有尻付定事也、 氏季

嘉保元年同有尻付、

志摩守正六位上高橋善道
往古無尻付歟、猶付近例可有尻付歟、六位無本官之故也、
永承元年康平二年六年皆無尻付、

京官

内舍人名替

准外国書之有何事乎、但無国并人名之条如何、猶可書加歟加歟

停東三条院長德元年御給二分代 長德三

最不心得尻付也、若除目以後下名以前死去歟、 治安二

右大臣去年臨時給藤原忠通彼時除目以前死去改任 永長元

二条院当年御給二分代所任藤原賴安依病不任仍改任 永長元

有何事哉、頗違外国書之可宜歟、

前中宮天延元年御給美濃少目池田吉種不給任符秩滿替 天元五

停左大臣正曆二年給加賀大目伴吉武改任 長德三

以兼国替京官

返上親父忠臣兼国申任 寬弘三

是又有何事、(小槻)

停父義賢周防權介所任 寬德二

似父子名替如何、 此書樣似父字名替如何、

此定可宜、 父義賢罷周防權介申任 此縣可書歟如何、

以目替京官例

停皇太后宮大夫源朝臣応和三年給信濃權目御坂影盛二合所任 天元四

外国同事也、

是子息二合以名替申之歟、

人給以護改任例

具平親王臨時申依貞元々年所任藤原保儀議改任 天元三

此事不打任事歟、此書樣可然乎如何、

只為讓者保儀讓下可足也、尋根元注給主似無其要、
但若彼親王請文歟、然者尤此定可書也、可勘成柄歟、

子息二合

實賴当年給二合以孫申補 康保四

民部卿藤原朝臣去年二合所任 長保三

權大納言源朝臣雅当年給二合以子息申任 寬治七

書樣皆常事也、
以二分未給令二合歟、

參議維時朝臣去年二合申任息男 天曆八
此外有当年給目

左兵衛督藤原朝臣当年給二合請任息子 永承二

左近衛中將藤原朝臣二合請任息子 嘉保元

參議二合或注年或不注之、

又參議未給二合頗無謂歟、但以未給二分之二合歟、

三局史生

太政官毛外記毛共以同事也、
外記史生勞 長保二

太政官抄符史生 長德元
外記抄符史生勞 長德三

外記序直史生 長保三

官史生勞 長德三

左史生 天曆八
右史生 同

是常説也、

左抄符史生 長保元 右抄符史生
加弁官字委説也、

左弁官序直史生 長保二

諸道挙

明經挙 明法挙

算挙 算道挙 天永元保安二如此、
他道無道字、

依事少加道字也、

本道挙

本道挙 道挙

本官奏

本省奏 本寮奏

本司奏 本府奏

已上或無本字、

台奏 職奏

局奏 使奏

官人代勞 永久四秋
只注寮奏常例也、

已上皆共常説也、
永承二年永保元年以典藥寮奏

申任諸衛醫師尻付云寮奏 但連奏也、

諸衛尻付注寮奏不心得、尤可注典藥寮奏歟、就中馬寮醫師注寮者已如馬寮奏勞
不可然歟、諸衛府二各別而所々注連奏之条頗不甘心、委案之義雖無疑、只典藥
寮奏若道挙可■宜歟、

今案若可為典藥寮奏歟、將又只連奏歟、

諸司奏有本官之時或無尻付、或又有之不同、

元永三左兵衛府奏 本大膳少屬

保安二式部省奏 本刑部少録

仁平元右近府奏 本上総大掾

(19) 久寿元主計寮奏 本兵部少録
無尻付常事也、

已上皆無尻付、

寛弘五作物所 本前伊予掾

元永元職奏 本主税算師

府奏 本内舍人

保安二府奏 本備前掾

若兩説歟、
已上皆有尻付、

連奏

連奏 神祇
永久四 連奏只最末一人所付也、雖付一人転任条顯然之故也、
近例也、
陰陽 寮奏 保安元 新任若及兩三人者、寮奏之由可付並也、
旧例也、
連奏卜付並之条不甘心云々、

保安二年神祇副祐等転任各有自解、

申文無連奏、又無転任注文、

應徳三年有同転任又皆自解也、而召転任勘文被任之、

所々奏

内豎所奏

防鴨河使申 長保二 庁奏 同
已上皆常事也、

画所 長徳三

樂所 長保三 御厨子所 長徳二
已上其外奏歟、將又自解歟、有疑、可被勘成文、

(23)

課試及第
略説也、
文章得業生 元永元
本説也、献策之後祢前也、
前文章得業生 元永二
前字或加之或不加可依何例乎、
明經問者生 元永元
今度得業生不任、
兩説也、
問者生 永久四
今度得業生相並任之 之時可然、
明經字或加之或不加、
方略 承德二
先例也 或人云前文章生一説也云々、未見先例可尋、
未見聞、
舞人樂人
左舞人可注大唐之由歟、
高麗舞師 長徳三
笛師 長保三 高麗笛師 大殿
雅樂物師勞 承保二
宮主
宮主 或加大宮云々、可尋、中宮々主 安元二
大字不可加、
所衆滝口
藏人所
滝口 長治二 元永二
滝口 勞 永久四 治承三依任衛門尉無尻付、
非藏人

殿上勞 寛弘七
非藏人之時可用之、只ノ藏人二或付此尻付無念事也、非藏人之時可取出之物也、
前坊
延長三
前坊主馬令史 主馬署 長和元
前坊庁藏人 長和二 前坊帶刀長
後院
後院預 長保元 後院藏人 長保五
藏人所村上御時一勞 天元三
前東三条院御厨子所預 長保四
一条院藏人所出納 長和二
先朝藏人 久寿二秋
已上只任請文出之歟、
得業生 課試及第之外
可依請文、
天文得業生 応徳二
如江記者可注寮奏歟、
陰陽得業生 寛治五
造宮所史生
造八省所史生 御堂
料歟
進用途於其所自其所申請任之謂料歟、
勝蓮華院造仏料
職修理料 修理進 長和元
東三条院千部經料 長保三
申 文覧名簿有袖書、
功 自動其事謂功歟、

〔造承香殿渡御朔平門等功 承保二〕

所々渡殿功 長保五

馬出屋功 天喜二 〔造府馬留屋功 承保二〕

冷泉院別功 永承六 別功 長保四

不注其功荒涼事也、
功 寛徳元

〔造円徳院功 康和二〕
無本官者、尻付有何事乎、
左衛門尉也、而依無本官有尻付歟、件者藏人所雜色也、

讓功

〔父輔隆造伊勢豐受太神宮功 長元八〕
〔大中臣源〕

〔兄雅成先皇御時内給所納物替 永観二〕

賞

〔討俘囚賞 康平六〕
〔衛門府同〕

捕犯人賞 嘉保元

雖頭官有尻付、依殊功歟、

應徳三年左衛門尉重房無尻付、捕陣頭犯人賞也、見申文、

讓

〔父雅忠朝臣讓 治暦三〕

兄季隆讓 永保三

〔清原信兼讓 長久四〕

〔父頼宣辞大副讓 有転任等 應徳三〕
〔神祇少祐大中臣〕

已上皆六位無本官也、五位無尻付歟、

〔永保三年内藏允親業依兄讓任、〕

造酒正 無尻付、

〔長治元年重頼任權医博士 〔丹波〕〕

〔永久四年基行任神祇大祐 〔大中臣〕〕

五位不可有歟、
〔大中臣〕 已上皆五位、雖父讓無尻付歟、也

不甘心、

保元々年陰陽博士濟憲 〔實茂〕 父在憲讓

雖五位有尻付如何、近代又如此、可尋、

〔父光弘罷左兵衛尉申任〕

〔父基業罷受領巡年申任〕

近代多書史巡檢非違使巡如何、

〔諸宮五位進不仕替尻付事、〕

仰云、五位猶不尻付常事也、旧例ハ無如此之事也、但似刺任之条実難治也、
但又強有何事乎、申云、若可尻付ハ本宮請不仕替共可注歟、將又不仕之替
許可足哉、仰云、尻付可憑、只共可有也、先例有本官、六位共有両尻付可
准也、

〔不仕替〕

〔本宮請字治守親不仕替 長保元〕

無請尻付如何、

〔経元不仕替 嘉保元〕

不被注名不審也、

〔寮奏不仕替 元永二〕

今度請文二人不仕替挙二人、而被任一人不被書名如何、

〔太炊元 前明経得業生 康和元〕

本所請有不仕替、而自解人有両尻付、頗不心得事也、

〔紀宣方不仕替〕

課試二テ任ケル尔停不仕人被任其跡歟、

不審猶殘、

此尻付有疑、若以自解申不仕合歟、其条如何、成文不見也、
不仕辞退等替不尻付例」

仁平元符奏

同三年宮内省奏

同四年主計寮奏

六位猶可注、不仕由也、五位八猶不可注歟、
此外五位先例皆無尻付也、而似剩任、此条猶可尋、

相博

兩人尻付剩事也、

玄蕃大允藤原善基 与多治高助相替

伊賀掾多治高助 与藤原善基相替

兩人共有尻付例、

中務少主鈴長岑利用 与柿本利見相替

肥後權少目柿本利見

付端有請、

26

端官許有尻付例、

木工權少属勝用行

播磨權少目秦保重 与勝用行相替

奥官許有尻付例、

刑部丞中務頼遠

左衛門尉橘説兼

共無尻付、但押紙云与橘説兼相替、可有歟云々、

主税頭小槻祐俊 兼

掃部頭丹波雅康 兼
依五位無尻付可然、
件申文父典藥頭忠康以所帶主税頭、相博掃部頭請讓男雅康云々、
申文兩人加署共依五位無尻付歟、

転任

右兵衛少志清延 転任

左近将曹惟季 本府旁

說々皆可然、可依請文跡也、或注笛師・舞師等皆可依状跡也、

左近将曹下毛野敦忠 府生

右近将曹秦兼方

争無尻付哉、
無尻付如何、

還任

修理少進季通 永久五

無尻付也、

顯官

文章生任外記例

正説也、
永久四年中夜外国 有尻付、入眼任外記 無尻付、

久寿元年直任外記 尻付文章生 不外国

不甘心、
出納任上官事

保安二年先外国 有尻付、次任外記 無尻付、

久寿二年同之 但無外国申文、

仁平元年直任右少史 尻付藏人所出納

治曆四年秋直任外記 無尻付、

有何事哉、

○土右記

文章生散位任外記史事

仰云、不可有尻付也、有本官諸国掾秩仍不可外国只無尻付可宜也、」
申云、然者件度散位不任之様二可見之条如何、
仰云、件旁帳不加成文、懸勾可下外記也、然者外記定知之歟、大間面二無如然
三者又条事也、

文章生散位任上官事

元永二年任外記 無尻付、但件者載歴名否不審、
不可尻付、
今度文章生散位任勘解由判官

無官者任上官例

承暦元年 後三条院主典代旁云々、
皆不可有尻付、
治承二年 八条院主典代旁云々、

已上皆無尻付、又不外国、

以省奏任民部丞例

不審、
嘉保元年 尻付去省奏

文章生直任顯官例

寛徳元年任左衛門尉 尻付文章生

仁平三年秋任民部丞 同

上官之外可有尻付也、

延久元年秋任右衛門尉 無尻付、
此外有他文章生

課試及第者直任顯官例
有何事乎、但猶可尋、

長徳四年任外記 無尻付、但本丹後掾也、
不審、

元永二年任左衛門尉 尻付前文章得業生

件人去年任大舍人助了、尻付兩度如何、此外今度今一人任了、

再召転任勘文例

嘉保二年 中夜外記・民部、竟夜史
安元二年 入眼夜史一人叙爵即被任其替、仍再召也、
有重可召之要者雖再可召、

延久四年春 俊家執筆」

不甘心、

本右大史闕、仍行転任又任新任了、件夜左大史又叙爵被任其
替、今度不召勘文各鈎之、

新任直任大丞例

仁平四年、式部丞、大丞一、少丞二闕也、而新任二人任大丞一
少丞一各一人、少丞一闕不任人、
是有何事乎、

寛治六年 式部同上

不行転任々新任一人例

長徳三年 左大史・右少史闕、
是常事也、
只任少史一人

元永元年秋 式部大丞一、少丞一闕、
只任新任少丞許、

但延久元年土右雖無新任行転任如何、」

○土右記

公卿

一度任兩官共無尻付事
然也、

長徳元年 実資任中納言 右衛門督

有本官人重任兩官例

保安三年秋 家忠(藤原) 師時任皇后宮権大夫右中将、而端官有兼字
為宗之官二可付兼也、

納言正員闕時例

本奥書

〔永承二年 正中納言闕 上書加權字任之、
常事也、〕
〔長承元年 大納言同上〕
寛治五年 大納言行転任
不甘心、
康保四年 中納言行転任〕

菩提院禪閣令教於■故殿下給秘事一々被載此書者也、余每披
此書、秘藏之心猶々勝、雖子息長子之外不可見之、

承元三年八月廿三日（花押影）

書写奥書

右松門鏡以或家藏本書写之畢、堅固秘不許他見者也、

寛政八年九月十二日

藏人頭左中弁藤原均光〕